

理由説明書

東 北 大 学

1. 審査請求の経緯

平成31年3月11日に、審査請求人から、以下の内容の法人文書開示請求があった。

東北大学と特定法律事務所との業務契約および業務委託に関する以下の書類（全部）

- ・ 2018年7月19日以降の契約・発注から現在までの契約書・発注書
- ・ 2018年7月19日以降の契約・発注から現在までの支払い明細書

これに対し本学では、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号、法第5条第2号イ、法第5条第4号柱書き及び第4号ニに該当する不開示情報が記載されているため、法第6条により部分開示する決定を平成31年4月10日付けで行った。

その後、令和元年7月11日付けで審査請求書が提出され、同日付けでこれを受理した。

2. 諮問理由説明

(1) 審査請求の理由

大要は次のとおりである。

本審査請求は、平成30年7月19日付けで行った情報公開請求（以下「第1回情報公開請求」という。）とそれに対する平成30年9月3日付けの部分開示決定、平成30年11月22日付けの審査請求（以下「第1回審査請求」という。）とそれに対する平成31年1月29日付けの追加開示後に行われた第2回の情報公開請求によるものである。

- ① 第1回審査請求において、東北大学は、特定法律事務所との平成29年4月1日から平成30年3月31日の1年間の「人事・労務管理制度構築に伴うコンサルティング業務」の支出契約決議書（平成29年1月31日付け）、業務委託契約書、御見積書、契約伺、随意契約理由書を、契約総額や随意契約の理由も含め部分開示しているが、次年度のコンサルティング契約である平成30年3月23日付けの支出契約決議書に付随する見積書、契約伺、随意契約理由書が開示文書に付随されていない。これらの文書の開示を求める。この契約に基づき支払われた月毎のコンサルティング業務の経費精算書（平成30年7月～平成31年1月）の支払い金額も、開示して当然である。
- ② 法律は、法人等の保有する情報の開示が原則であり、いくつかの場合に例外的に開示しなくてもよい情報を示しているに過ぎず、文書の一部に不開示情報が含まれているからという理由で、その文書自体を全面不開示にするようなことがあってはならない。

部分開示された経費精算書全26件のうち19件の経費精算書には委任契約書（平成30年2月7日付け、平成30年2月23日付け、平成30年4月17日付け、平成30年10月30日付けの4文書）が付随しているが、それらはタイトルと日付、依頼者と受任弁護士の氏名・住所を除き、契約内容は全面不開示とされている。その理由として、東北大学は、「委任契約を締結した弁護士の具体的な契約条件が記載されており、公にすると当該弁護士の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため」としている。しかし、これらの委任契約にしたがって支出された経費精算書の開示部分を見ると、それらのうちの3件の委任契約の事件名は明らかにされており、それらを不開示にする理由は存在しない。残りの1件については、経費精算書の「概要」部分の対

応する事件名は隠蔽されているが、これらの経費精算書の日付等から、「宮城労委平成30年（不）第1号 東北大学不当労働行為救済申立事件」に関する委任契約であることも容易に推量可能である。宮城県労働委員会の審議等は原則公開で行われており、審議を当該法律事務所の弁護士に委任していることも公然たる事実である。したがって、何に関する委任契約であるか隠す理由は存在しない。契約内容の中に「当該弁護士の... 正当な利益を害するおそれ」を発生する内容が含まれている可能性は否定しないが、全面不開示という決定は法律の趣旨に反しており不適切である。過去の情報公開の審査においても、そのような「おそれ」に無関係な部分については部分開示を求める決定がなされている。上記4件の委任契約書の契約内容について、少なくとも部分開示するよう求める。

- ③ 部分開示された経費精算書のうちの2件「弁護士との委託契約に係る報酬金」について、その付属文書の報酬金の策定の「金額、算定に係る数値及び記述」の非開示の理由を、「業務に対する報酬等の算定に係る数値・記述であり、公にすると当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。」としている。今回の情報公開請求で、この理由で非開示にされたのは、この2件のみである。東北大学では「国立大学法人東北大学における弁護士報酬に関する細則」（以下「細則」という）において、その経済的利益に応じて、着手金、報酬金の額が定められている。ここで経済的利益は、事件の性質等によって定まる金額であり、当該弁護士の評価等とは無関係に定まるものであるため、この経済的利益の金額を、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを理由に非開示にすることは誤りである。仮にこの細則のルールに基づかずに報酬金が決まっていたとしたら、そこにはそれ相応の説明責任が生じる。以上のように、報酬金の策定の「金額、算定に係る数値及び記述」を非開示にする合理的な理由は存在しないため、開示を求める。

（2）諮問の理由

本件は、本学と特定法律事務所との業務契約及び業務委託に関し、「2018年7月19日以降の契約・発注から現在までの契約書・発注書」及び「2018年7月19日以降の契約・発注から現在までの支払い明細書」の開示を求められ、「支出契約決議書」1件分及び「経費精算書」26件分を特定し、法第5条第1号、第2号イ、第4号柱書き、第4号二に該当する部分を不開示とする原決定を行ったところ、審査請求があったものである。

- ① 審査請求人が述べている「第1回情報公開請求」とは、本学が平成30年7月19日付けで受け付けた以下の内容の法人文書開示請求のことである。

東北大学と特定法律事務所との業務契約および業務委託に関する以下の書類（全部）

- ・ 最初の契約・発注から現在までの契約書・発注書
- ・ 最初の契約・発注から現在までの支払い明細書

一方、本件は、請求内容に「2018年7月19日以降の契約・発注から現在まで」とあることから、平成30年7月19日から平成31年3月11日までの期間の「支出契約決議書」及び同期間に支払い手続きを行った「経費精算書」に係る法人文書を特定したものである。上記（1）①で開示を求められた法人文書のうち「平成30年3月23日付けの支出契約決議書に付随する見積書、契約伺、随意契約理由書」は、請求内容の対象となる期間には含まれないものである。

なお、当該文書は、本来は第1回情報公開請求において文書特定し開示すべきものであったため、本学では、第1回情報公開請求について、「平成30年3月23日付けの支出契約決議書に付随する見積書、契約伺、随意契約理由書」を含め改めて文書特定を行い、令和元年8月9日付けで部分開示決定を行っている。

② 上記(1)①で開示を求められた「平成30年3月23日付け契約に基づいて支払われた月毎のコンサルティング業務の経費精算書(平成30年7月～平成31年1月)の支払い金額」とは、当該「経費精算書」の「総支給額、控除額、消費税額、差引支給額、本体価格、消費税額、税込金額」欄の金額のことと思われる。これらは、弁護士の業務に対する報酬に係る情報であり、報酬の単価は、当該特定法律事務所の具体的な案件処理に係る取組み体制や実作業の詳細な内訳等に基づき出される営業秘密に属する内容であるため、これを公にすると、特定法律事務所の事案処理に係る方針や費用算定の方針等が明らかとなり特定法律事務所及び弁護士の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため、法第5条第2号イに規定する法人等情報に該当するものとして不開示が妥当であると考える。

③ 上記(1)②で開示を求められた「委任契約書」は、「経費精算書」18件分に添付されている。「委任契約書」の中で不開示とした部分には、全体として委任契約を締結した弁護士の具体的な契約条件が記載されており、公にすると、当該弁護士の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため、法第5条第2号イの法人等情報に該当するものとして不開示が妥当であると考えられる。

また、一部の「経費精算書」で被覆している箇所については、審査請求人は、対応する事件名は「宮城労委平成30年(不)第1号」であることが容易に推量可能であると述べている。宮城県労働委員会は、審議内容等の詳細な情報が公式ウェブサイトなどで公表されているものではないが、開催当日の傍聴は可能である。本事件はすでに調査や審問は終了している段階でもあり、原決定において不開示としていた「経費精算書」の摘要欄の記載の一部、さらに、「請求書」の件名、備考欄等の一部、タクシーの経路及び日付、新幹線切符及びホテル領収書の日付、「購入依頼書」の品名・件名の記載については、新たに開示することとする。

④ 上記(1)③で開示を求められた「金額、算定に係る数値及び記述」は、弁護士との委託契約2件に関する報酬金の算定に係るものである。報酬金は、学内のルールに則り、個別の具体的な案件に応じて算出しているものであり、算定の過程に関わる情報も含めて、公にすると特定法律事務所及び弁護士の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため、法第5条第2号イに規定する法人等情報に該当するものと判断する。

以上の理由により、追加開示するものを除いた箇所については、平成31年4月10日付けの法人文書の部分開示決定処分を維持し、諮問するものである。